

令和6年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和6年10月9日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時28分

場所 第7委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長

橋詰昌児副委員長

渋谷真実子委員、金子裕太委員、岡田静佳委員、宇田川幸夫委員、

齊藤邦明委員、神尾高善委員、武田和浩委員、戸野部直乃委員、

岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

加村啓二公安委員会委員長、鈴木基之警察本部長、上條浩一総務部長、

羽石千代警務部長、橋本昭文生活安全部長、坂本雅彦地域部長、

菅谷大岳刑事部長、荻野長武交通部長、大塚健滋警備部長、

原政樹財務局長、三浦孝一監査官室長、新井誠警務課長、菅原誠総務課長、

芦澤保弘会計課長、塩原浩世厚生課長、草野恵正生活安全総務課長、

齋藤健一地域総務課長、西村淳治刑事総務課長、

高橋和十四組織犯罪対策総務課長、小林直之交通総務課長、

小野瀬孝交通規制課長、三富夏樹交通指導課長、本多一美運転免許課長、

山上博基公安第一課長、岩崎明警備課長、佐藤正則危機管理課長、

[危機管理防災部関係]

犬飼典久危機管理防災部長、鶴見恒危機管理防災部副部長

黒澤努危機管理課長、出井正美消防課長、関口大樹災害対策課長、

石曾根祥子化学保安課長、濱崎勝志危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

なし

2 請願

なし

所管事務調査

1 警察本部関係

(1) 過積載車両の指導・取締りについて

(2) 財務書類の報告誤りの再発防止について

2 危機管理防災部関係

今夏の大雨への対応について

報告事項

1 警察本部関係

災害対処体制について

2 危機管理防災部関係

ジェンダー視点による避難所開設等に関する標準手引き(素案)の主な内容

【所管事務に関する質問（過積載車両の指導・取締りについて）】

岡田委員

違法な過積載の車両については、道路や橋りょう等に深刻な損傷をもたらすとともに、ブレーキの制御能力に著しい悪影響を与え、荷崩れや車両バランスを崩すことなどで横転などの重大な交通事故を引き起こすことにつながると認識している。県内においては、埼玉県ダンプカー協会に加入する業者は適切な重量で操業している中、加入していない業者の中には、違法な操業を繰り返す者も多いと聞いている。また、車両の一部を不正に改造している者もあるとのことである。このような状態を容認することは、重大な事故の発生や道路の損傷につながるとともに、道路交通法を含め、法遵守の低下につながる由々しき事態だと考える。関係団体の方々からは、不正改造を含め、過積載に対する取締りの更なる強化を要望されていることから、この場で過積載の取締りについて質問をする。

- 1 過積載や違法な積載とはどのような状態を言うのか。また、県内における過積載や違法な積載の指導・取締り状況はどのようなになっているのか。
- 2 過積載や違法な積載に対して、県警察として今後どのような対応を実施していくのか。

交通指導課長

- 1 過積載の違反については、法定で定められている積載重量、幅、長さ、高さを超過している車両が違反となる。次に、県内の取締り状況であるが、過積載車両については、制動力の低下や運転操作の誤りなどにより重大な交通事故を引き起こすおそれが高いことから、積載物重量制限超過、いわゆる過積載違反等の交通指導取締りを継続して実施しており、令和5年中は628件、前年比でプラス135件、増減率としてはプラス27.4%を検挙している。
- 2 過積載車両は重大事故につながることが懸念されることから、パトロール活動や通報等があった場合には、警戒活動を通じて、過積載車両や整備不良車両等と認められる車両に対して、交通指導取締りを継続的に実施していく。

岡田委員

現状と対策については理解した。そこで埼玉県では、公共工事の受注者に対して、埼玉県ダンプカー協会のような交通安全意識の醸成に努める団体の加入者を使用するように、促進していると聞いている。

- 1 県警察の発注する建設工事において、過積載防止のため、埼玉県ダンプカー協会加入事業者による土砂等の運搬を促進しているのか。
- 2 県発注工事において、県関係機関と連携した埼玉県ダンプカー協会加入事業者への利用促進について、県警察としてどのように対応していくのか。

財務局長

- 1 警察本部においても、埼玉県建築工事監督要綱に基づき、契約後、受注者と取り交わす「契約時における確認票」により、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する埼玉県ダンプカー協会などの団体への加入者の使用を促している。
- 2 今後も県土整備部建設管理課等、県の関係機関と連携して、契約条件や約款、その他必要な項目に変更が生じた際は、適切に対応していく。

岡田委員

確認をしていただいているということであるが、どうも聞くところによると確認票の数が減っているという話も聞いている。ただ、これは県警察だけではなく、土木関係の方が主になってくると思うので、また連携していただくということであるが、よく県土整備部の方にはこの確認をしていただくということと、それをまた県警察の方にチェックしていただくことを要望する。（意見）

神尾委員

過積載は多くのダンプカーを抱えている会社は、社訓によって、きちっと過積載してはならないという業務を徹底している。では、どこが過積載であるかという、どうしても公共事業を元請でない下請になった場合に、予算的に厳しいので、そこで、個人の業者を雇って、普通5回で終わるところを3回に減らすとか。要するに、ダンプカーの運賃、単価が賄えないというときに、そうした無理をしてしまうので、どうしてもやむを得ない措置で過積載をやってしまうということもある。なので、過積載をされたところ先ほどパトロールもやっている、通報があったときにやるということではなくて、前もってダンプカー協会に入っている以外のところに、やはり、教訓として指導に当たっていくということも大事ではないのかなというふうに思う。それとやはり強化月間、要するに過積載駄目ですよというような強化月間もつくりながら、全体で意識を高めていくということが必要だと思うが、いかがか。

交通指導課長

県警察としては繰り返しの答えとはなってしまうが、過積載車両は当然重大事故に直結する危険性が高いことから、通常時の活動をももちろん要望もそうであるが、今、質問があったとおり、ふだんからの指導といったところの意見も踏まえて、今後も適切に対応を図っていく。

神尾委員

やはりそういった指導をしながら、それでも駄目なときは、やはりペナルティーを科すということも必要ではないかなと。襟を正してきちっと、管理をしながら、そして過積載は、もうブレーキも効かない、自由な運転ができなくなってくる。そうするとやっぱり、困るのは県民である。事故を起こしたときに、命とられてはしょうがないので、そういったことを考えながら、やはりペナルティーということも必要じゃないかなというふうに思うが、いかがか。

交通指導課長

違反として取り締まる以外に、車検証記載の使用者が過去1年以内に過積載違反が2回以上ある場合、これについては公安委員会による指示処分の決定がまずされる。その指示処分後に政令に定める基準に達した場合、公安委員会による自動車の使用制限処分の手続を行っている。また、事業用車両のうち悪質な積載物重量制限超過を行った車両については各運輸支局長に対して通知を行っており、これを受けて国土交通省が必要な行政措置を実施している。

【所管事務に関する質問（財務書類の報告誤りの再発防止について）】

金子委員

今回の定例会において令和4年度埼玉県一般会計継続費繰越計算書等正誤表が配布された。県議会としては、このように予算に関する執行部の書類に誤りがあった。我々としては、この予算書に関する執行部の書類に誤りがあったということが大変重く見ている。県民の税金を預かる行政機関として予算の執行は適切に行わなければならないということが前提で質問をさせていただく。

- 1 今回このような正誤表の配布に至った経緯がどのようなものか。
- 2 今回の誤りにより予算に誤った執行がなされたり、契約相手方への悪影響を及ぼすようなことがあったのか。

財務局長

- 1 昨年の令和5年6月定例会で報告した埼玉県一般会計継続費逐次繰越報告について、令和4年度埼玉県一般会計継続費繰越計算書の支出済額及び支出見込額欄に金額の誤りがあった。そのため同繰越計算書及び誤っていた令和4年度の支出済額を引用している予算説明書について、正誤表を提出させていただいた。誤りの原因としては、支出済額及び支出見込額欄に、本来は実際に支出すべき金額、これを記載すべきところ、誤って、支出すべき金額、いわゆる契約金額、いわゆる支出負担行為額と言うが、記載してしまったものである。これは当初、令和4年度中に支払いを予定していた金額について、契約業者の方から請求がなかった等の理由で、県警察として支払う必要がなくなったにもかかわらず、当初の契約書に定められた金額をそのまま計上してしまうということで記載誤りにつながったものである。今回、議会への提出資料を誤り御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。
- 2 今回の誤りによる予算執行の影響や契約相手方への影響は生じなかった。

金子委員

誤りに至った原因とか相手方に特に何も影響がなかったということに関して理解した。対応という改善というのが、おそらくしっかりと必要になってくるのかなと思っているが、警察本部としてどのように対応、改善をしていくかということと、あと県の他の、例えば企画財政部とかこうしたところとの連携というものをすることで、こういったことを減らすこともできるのではないかなと考える。そういった他部署との連携ということも含めて、改善策再発防止に向けた取組について、どう考えるのか。

財務局長

担当者の誤認識があったものの、決裁過程における確認の不徹底、これが要因と考えている。そのため今後、契約書類等の根拠資料と突合を行うとともに、それぞれの担当者による、確認、複数チェック、これを徹底する。また財務システムへの入力方法を、予算ごとから事業ごと、これに細分化することで、執行状況のより適切な把握に努めたいと考えている。他部局との調整については、これにより、企画財政部においても根拠となる電算データ、これを確認することができるので、埼玉県一般会計継続費逐次繰越報告と突合することが可能となる。これらの対策を徹底して、同様の誤りが今後起きないように再発防止に努めていく。

金子委員

予算に関する事務は本当に県民の信頼に関わる重要な事務でもある。ただその反面、そ

の事務に関わっている皆さんという職員の皆さん本当にプレッシャーもかかっているところでもあるかなと思っている。一部の職員さんに業務が偏らないように、組織としてしっかりと点検をしていただきながら、やっていただければと思う。今後このような誤りがないことを再度お願いして、質問を終了する。（意見）

【所管事務に関する質問（今夏の大雨への対応について）】

渋谷委員

- 1 今年6月よりゲリラ豪雨の頻発や、特に台風10号では、本県でも大雨による住家被害は床上5件、床下21件、突風被害37件、土砂災害6件が発生し、広範囲の自治体で警戒レベル5から3までを発令し、避難所の開設等も多くあった。まず、今年頻発化している甚大な災害に県がどう対応したのか。
- 2 県の対応として、危機管理防災センターにて、台風の規模などにより、人数体制を調整し8月29日17時15分に情報連絡室を設置し、被害情報の収集等を開始し、8月30日17時15分には災害即応室を設置し、被害情報の収集等を夜間も含め継続して従事されていたと伺っている。県民の生命を守ることはいい、このように、大雨への対応が多いと、職員の負担が過重にならないか、非常に心配である。そこで、このような災害対応で職員が疲弊しないよう、どのように取り組んでいるのか。

災害対策課長

- 1 台風が接近したり大雨が予想される場合については、事前に市町村等に対して、熊谷地方气象台と共に、説明会を開催している。最新の気象情報を共有させていただくとともに、迅速な被害情報の報告を依頼しており、この令和6年度については、台風に関する説明会を4回開催させていただいたところである。そのほか、熊谷地方气象台主催の気象解説が28回開催されて、市町村はもちろん、県庁内の各部局についても共有したところである。県では気象庁が発表する警報とか、台風の状況によって、情報連絡室、災害即応室、先ほどお話があったとおりであるが、そういうものを設置して対応しているが、今年6月から8月には前年比の1.6倍、24回設置を行い、夜間土日を含め対応したところである。
- 2 危機管理防災部の災害対応を行う職員が、市町村からの実務研修生含めて91人いるので、ローテーションを組み、順番に対応することで一部の職員に負担がかかることがないように配慮している。引き続き、職員の負担が過重なものにならないよう疲弊しないように努めていく。

渋谷委員

今回大雨が頻発化する中、対応、本当にありがとうございます。そこで、今回の災害対応での教訓は何か、またその対応は、その対策はどのように考えているのか。

災害対策課長

今回の災害による対応において、やはり情報収集が非常に重要であるということを改めて認識をした。今回の災害では、警報級の大雨が頻発し、災害対応が長期間に及んだため、危機管理防災部門以外のやや不慣れな市町村職員の方も、災害対応に追われるようなケースも見受けられた。このため、危機管理部門以外の市町村職員に対しても、こういった迅速、的確に情報共有ができるように、情報共有ツールである災害オペレーション支援システムの操作研修などを充実させていく。